

氏名(本籍)	わた なべ よし お 渡 辺 良 夫 (新潟県)
学位の種類	博 士 (コーチング学)
学位記番号	博 乙 第 2599 号
学位授与年月日	平成 24 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	体操競技のあん馬における一腕全転向技群の技術開発に関する研究

主	査	筑波大学教授	博士 (体育科学)	朝 岡 正 雄
副	査	筑波大学教授	博士 (学術)	山 田 幸 雄
副	査	筑波大学教授	博士 (体育科学)	尾 縣 貢
副	査	北海道教育大学教授	博士 (コーチング学)	佐 藤 徹

論 文 の 内 容 の 要 旨

(目的)

今日の体操競技では、技の発展停滞による演技のモノトニー化現象が大きな問題となっており、その傾向はあん馬においてとくに顕著に認められる。このモノトニー化を解決するには、何よりも新しい技の開発が求められる。本研究の目的は、あん馬の一腕全転向技群における新技開発の実践過程を分析し、さらに学習者によって実現された新技の中でどの技が後世に伝承する可能性のある技なのかを検証することによって、体操競技における新技開発の方法論を構築することにある。

(対象と方法)

研究の目的を達成するために、本研究は以下の6部から構成されている。

第Ⅰ部：本研究の目的と研究法を明らかにし、研究の全体構成を明示する。

第Ⅱ部：転向技群における技の発展状況の分析を通して、新技開発の可能性を検討する。

第Ⅲ部：指導実践の分析を通して、学習者を新技の練習に向かわせるための動機づけを行う具体的方法を明らかにする。

第Ⅳ部：〈一腕下向き正全転向〉における技術開発の実践過程の分析を通して、あん馬における新技開発の具体的な手順と方法を明らかにし、この方法の他の技への応用可能性を検証する。

第Ⅴ部：現象学的運動分析を通して技の成立を保証する価値契機を明らかにすることによって、一腕全転向技群をあん馬の技の体系上に位置づけるための枠組み構造を明らかにする。

第Ⅵ部：あん馬における一腕全転向技群の体系論的考察を通して、どの技が伝承可能な技としてあん馬の技の体系に位置づけられるのかを明らかにする。

(結果と考察)

第Ⅰ部：体操競技におけるこれまでの技の発展過程の分析を通して、演技のモノトニー化現象があん馬において顕著に発生していること、この状況を打破するには一腕全転向技群の技術開発が不可欠であること、体操競技における技術開発の研究は現象学的運動分析法に基づいて行われなければならないことが明らかにされた。

第Ⅱ部：転向技群の発展状況の分析を通して、一腕全転向技群における新技の開発は転向軸手の「ひねり握り技術」の開発によって可能になることが明らかにされた。

第Ⅲ部：一腕全転向技群の多数の指導実践例の分析を通して、学習者を新技の練習に向かわせるための動機づけを行うにはこれから取り組もうと思っている運動の実施感覚に対してみずからの運動体験を通して「なじみの地平」をつくり出すことが不可欠であり、それには本研究で新たに開発された「幅広把手」を取り付けたとび箱を用いた練習が有効であることが明らかにされた。

第Ⅳ部：指導実践例の詳細な分析を通して、＜一腕下向き正全転向＞の指導は「ひねり握り技術」を習得させる段階と技の全体図式を把握させる段階の2つを通して可能になることが明らかにされ、この2段階の指導法はこれ以外の一腕全転向技群の技にも応用できることが検証された。

第Ⅴ章：技の価値意識に関する現象学的分析を通して、一腕全転向技群をあん馬の技の体系に位置づけるための枠組み構造が明らかにされた。

第Ⅵ部：一腕全転向技群の技をあん馬の技の体系上に位置づけることによって、＜一腕下向き正全転向＞＜一腕上向き正全転向＞＜一腕下向き逆全転向＞の3つが伝承価値を持つ技として成立可能であることが検証された。

審査の結果の要旨

以上の考察を通して、本研究では、体操競技のあん馬における一腕全転向技群の技術開発の具体的な方法が提示され、この方法を用いて開発された新技をあん馬の技の体系上に位置づけることを通して、これらの技が後世に伝承する可能性のある新技であることが検証された。それゆえ、本研究は、現象学的運動分析法を用いて体操競技における新技開発の方法を提示した、コーチング学にふさわしい、きわめてオリジナリティーの高い研究と評価できる。

平成24年1月24日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

なお、学力の確認は、人間総合科学研究科学位論文審査等実施細則第11条を適用し免除とした。

よって、渡辺 良夫 氏は博士（コーチング学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。